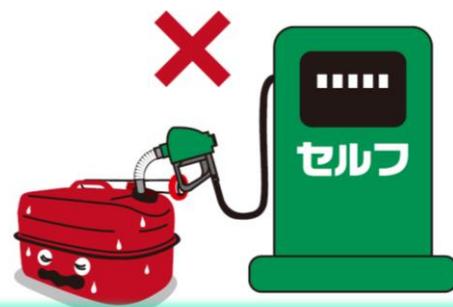


ガソリンの容器での購入について

ガソリンは、液表面から大量の可燃性のガスが出ており、静電気等の小さな火源で引火し爆発的に燃焼します。火災や漏えいを防ぐため、消防法で以下のことが定められていますので、適正な取り扱いにご協力をお願いします。

セルフスタンドでは、利用者が自ら携行缶にガソリンを給油することは禁止されています。

携行缶へ給油する際は従業員へお声掛けください。店舗の事情等により、携行缶へのガソリン給油を行っていない場合もありますのでご承知おきください。



ガソリン及びガソリン混合油は、性能試験をクリアした金属製のガソリン用携行缶で購入してください。



金属製の携行缶



灯油用ポリ容器



水用ポリ容器



ペットボトル



開封済みの混合ガソリン用容器 (キャップ式の蓋)



KHKまたはUNの表示は、性能試験をクリアした証です。

ガソリン蒸気の圧力は高いので、灯油用ポリ容器、水用ポリ容器、ペットボトルなどに入れると、キャップが破損等で外れ、可燃性蒸気が漏れ出る危険性があります。また、ポリ容器の樹脂には微小な隙間があるため、隙間から可燃性蒸気が漏れ出て、火災となる危険もあります。

混合ガソリンの販売容器は、開封前は適正な運搬容器であると捉えていますが、キャップ式の蓋は一度開けると、キャップを閉めても衝撃等により開くことがあります。運搬容器として再利用することは想定されていません。

40リットル以上のガソリンは、火災予防条例に適合した施設で保管する必要があり、200リットル以上の場合は市長の許可が必要となります。

リーフレットに関するお問い合わせは
横須賀市消防局予防課 046 - 821 - 6468

